

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
案の申出について

このことについて、学校の教育活動の段階的再開にあたり、児童・生徒の学びの保障に必要な市町村立学校の教員の加配等に伴い、職員の定数に関する規定を改正する必要性が生じましたが、標記条例案を知事に申出するにあたり、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理し、次のとおり申し出ましたので、同条第3項の規定により報告します。

令和2年7月14日提出

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷次郎

教人第1200号

令和2年6月22日

神奈川県知事 殿

神奈川県教育委員会教育長



市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例案について（申出）

学校の教育活動の段階的再開にあたり、児童・生徒の学びの保障に必要な市町村立学校の教員の加配等に伴い、職員の定数を改正いたしたく、市町村立学校職員定数条例(昭和26年神奈川県条例第40号)の一部を改正する条例案を令和2年第2回神奈川県議会定例会に提案されるよう条例案を添えて申し出ます。

問合せ先

教育局行政部教職員人事課

県立学校人事グループ 植木

内線 8144

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「9,388人」を「9,418人」に、「5,453人」を「5,517人」に、「15,043人」を「15,137人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）新旧対照表

公布日から適用

改 正		現 行	
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	
学 校 の 種 別	定 数	学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	<u>9,418</u> 人	小 学 校	<u>9,388</u> 人
中 学 校	<u>5,517</u> 人	中 学 校	<u>5,453</u> 人
特 別 支 援 学 校	183 人	特 別 支 援 学 校	183 人
高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人	高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人
合 計	<u>15,137</u> 人	合 計	<u>15,043</u> 人
2 (略)		2 (略)	
3 (略)		3 (略)	

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の概要

1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う教員の追加配置について

(1) 追加配置の目的

ア 市町村立小・中学校の最終学年（小6・中3）の学びを保障するため、教諭の追加配置を行う。

イ 児童・生徒の心身の健康への対応などのために、養護教諭の追加配置を行う。

(2) 追加配置の内訳

ア 小6・中3のティーム・ティーチング等のための追加配置

小学校22人、中学校57人 計79人

イ 養護教諭の追加配置

小学校8人、中学校7人 計15人

2 市町村立学校職員定数一覧

区 分	2年度 条例定数 (改正後)	2年度 条例定数 (改正前)	追加配置数	追加配置数内訳		
				校長 教諭等	事務 職員等	
市町村立 学校職員 定数条例	小学校	9,418	9,388	30	30	0
	中学校	5,517	5,453	64	64	0
	特別支援学校	183	183	0	0	0
	高等学校（定時制）	19	19	0	0	0
	計	15,137	15,043	94	94	0

（注）校長教諭等：校長・教頭・総括教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭
事務職員等：事務職員・学校栄養職員